

学校いじめ防止基本方針

泉南市立樽井小学校
2024年7月1日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしている。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする姿勢を貫くことや、教職員自身が、子ども一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち、すべての取り組みを創造することが重要となる。

本校では、学校教育目標を

いっしょに考えよう！～仲間と共に・子どもと共に・家庭・地域と共に～
そして「楽しい」と思える学校に 誰一人取り残さない

とし、「めざす子ども像」として以下の4つの像を掲げている。

- 「自分」「ひと」「もの」を大切にする子ども
- 「答え」ではなく、「問い」を生み出す子ども
- 出会いをものにする子ども
- むきあい、引き受け、共に社会をつくる子ども

子ども一人ひとりが、豊かな知識をもとに考え、自尊心と互いの違いを認め合う気持ちを持つことが、自分の命も周りの命も尊重できる豊かな人間性へとつながる。

本校が、すべての命が尊重され、安心して過ごせる場、またより良い成長の場となるよう、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性をふまえて、いじめに該当するか否かを判断するものとする

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ暴力不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務担当、生活指導担当、子ども支援担当、養護教諭、学級担任
スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

（必要に応じてケース会議…上記メンバーに加えて

学年主任、支援学級担任、日本語指導担当、人権教育担当が入るときあり）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、（事例発生時、各学期の終わりなど）年数回程度、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する

いじめ防止年間計画（学校・行事・特別活動編）				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式 始業式 子どもの状況の把握 保護者への相談窓口周知 子どもへの相談窓口周知	始業式 子どもの状況の把握 保護者への相談窓口周知 子どもへの相談窓口周知	始業式 子どもの状況の把握 保護者への相談窓口周知 子どもへの相談窓口周知	職員会議で生活指導の基本方針を職員に周知 「学校いじめ防止基本方針」のWEB更新 子どもの情報の共有 （毎月職員会議） 生活指導部会
5月	家庭訪問による家庭状況把握 じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり）	家庭訪問による家庭状況把握 じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり）	家庭訪問による家庭状況把握 じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり）	生活指導部会 生活指導部会
6月	5～7月	5～7月	5～7月 臨海学校（集団づくり）	
7月	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	アンケート確認 いじめ対策委員会 PTA 学年行事 生活指導部会
8・9月	運動会（集団づくり）	運動会（集団づくり）	運動会（集団づくり）	生活指導部会
10月	じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり） 10～12月	じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり） 10～12月	じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり） 10～12月 ポスター作製（委員会活動） 修学旅行（集団づくり）	生活指導部会
11月		音楽会（集団づくり）		生活指導部会
12月	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	生活指導部会 アンケート確認 いじめ対策委員会
1月	じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり） 1～3月	じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり） 1～3月	じょいたる（異学年交流）活動（仲間づくり） 1～3月	生活指導部会 生活指導部会
2月				
3月	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施	たるっこアンケート実施（生活・学力） いじめアンケート実施	生活指導部会 アンケート確認 いじめ対策委員会

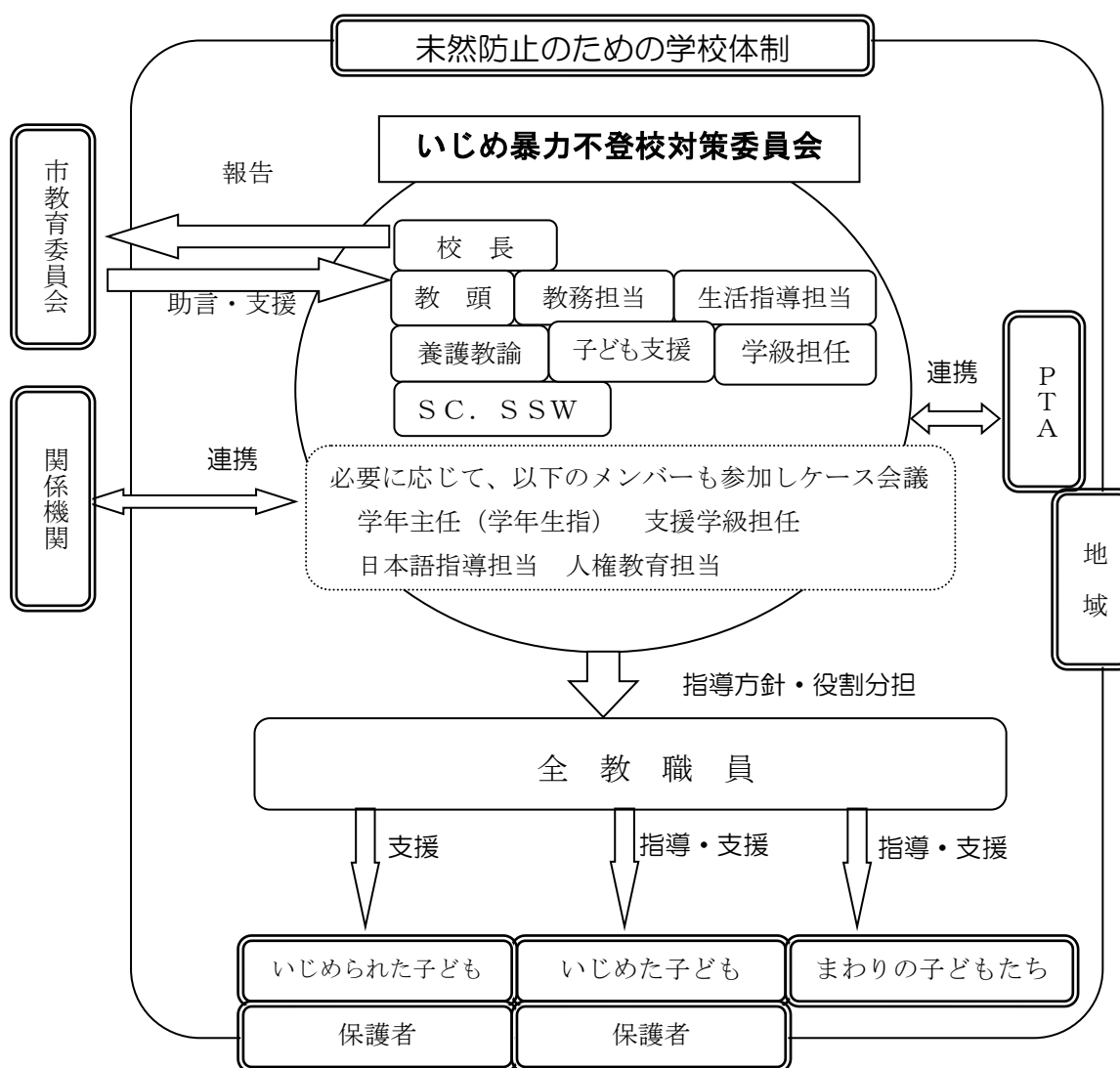
いじめ防止年間計画（道徳・人権・キャリア編）						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1 学期	たのしいがっこう （道徳） おおきなかぶ （国語） 「こんにちは」で つながろう、遊ぼ う（人権）	およげない リスさん（道徳） りえさんの よいところ（道徳） 世界の歌（人権）	同じ仲間だから （道徳） 絵本を開いて始め よう！～世界の料 理たんけん～（人 権）	いのりの手 （道徳） あなたなら、どう 言う（国語）	名前のない手紙 （道徳） 感情のコントロー ル（人権）	うわさとデマ（人 権） わたしたちのくら しと憲法（社会）
2 学期	はしのうえの おおかみ（道徳） かずやくんの なみだ（道徳） 子どもの権利 （人権） いま どんなきもち？ （人権）	ドッジボール （道徳） 子どもの権利 （人権） お月さまとコロ （道徳）	子どもの権利 （人権） ・4つの権利 ぼくのボールだ （道徳） たからさがし （道徳）	ごんぎつね（国語） 子どもの権利 （人権） ・泉南子ども会議 デジタルシティズ ンシップ学習 ・自分と相手のち がいがい ・これって悪口	子どもの権利 （人権） ・子どもの権利条 約 これって不公平？ （道徳） 働く人～様々な人 との出会い（人権）	子どもの権利 （人権） ・なんでやねん すごろく みんな大好きわた しのまち（人権） 未来の社会につい て考える（キャリ ア）
3 学期	大工さんは、男の 人の仕事？（人権）	これまでのわた し、これからのわ たし（キャリア）	地域学習「ほしぞ ら」（キャリア）	防災の観点からの 様々な人との出会 い（人権）	将来の仕事につい て考えよう （キャリア）	いじめ・差別・人 権について考える （人権）

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、子どもに対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの

問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、子どもたちと教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に話し合いをする。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、子どもたちが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、子どもの社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、子どもたちが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、クラブや委員会活動、縦割り清掃等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもたちによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじている子どもや、周りで見えていたり、はやし立てたりしている子どもを容認するものにほかならず、いじめられている子どもを孤立させ、いじめを深刻化する。

○発達障害を含む、障害のある子ども、支援を要する子どもに係る子どもに対するいじめについては、教職員が個々の子どもの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該の子どもへのニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○外国にルーツのある子どもは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、子どもや保護者等の実態をより深く把握するとともに、必要な支援を行う。

○性的指向・性自認に係る子どもに対するいじめを防止するため、性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

上記の子どもを含め、学校として特に支援が必要な子どもについては、日常的に、当該の子どもの実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、まわりの子どもたちに対する必要な取り組みを組織的に行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての子どもが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、子どもが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れることのできる機会をすべての子どもに提供し、子どもの自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるように工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組まなければならない。幅広く長く多様な観点で子どもを見守ることだけでなく、子ども自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにさせたい。

(5) 子どもが自らいじめについて学び、取り組み

子ども自らがいじめの問題について学び、そうした問題を子ども自身が主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（児童会・JRC活動によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されるが、熱心さのあまり教職員主導で子どもが「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、すべての子どもがその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある子どもが、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめは大人の気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽く扱うことなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子どもたちの情報交

換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、特定の子どもたちのグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの子どもたちも教職員も見逃しやすかったりするので注意深く観察する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 定期的なアンケート調査（年3回）やその後の気になる子どもとの教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。アンケートについては担任を通して、いじめ対策委員会で検証し、管理職において5年間保存する。日常の観察として、全教職員が日頃から休み時間等に子どもの活動に積極的に加わったり、声かけをするなど、子どもたちが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。子どもの相談に対して、過小評価せず、真摯に受けとめる。
- (2) 保護者と連携して子どもを見守るため、家庭との連携を密にし、少しでも子どもの様子に変化があれば連絡することで子どもを見守り、健やかな成長を支援する。場合によっては、地域との連携も促進する。
- (3) 子ども及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、子どもや保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た、子どもの個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (6) 定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談や、教職員と子どもとの間で日常行われている日記や個人ノート、生活ノート等を活用して、子どもの様子や交友関係、悩みなどを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会も活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する機会を持つ。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった子どものケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると

考える。

そのような、事象に関係した子どもどうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な子どもや保護者への対応については、巻末に示した「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等を参考にして、必要に応じ外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、重要事案として対応する。

その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係した子どもたちから事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめ認知の有無にかかわらず、すべて記録に残して、保存する。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた子ども又はその保護者への支援

- (1) いじめた子どもの別室指導や出席停止などにより、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（家族、教職員、親しい友人、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーサポーターの協力を得て対応を行う。

4 いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる子どもからの聞き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聞き取った後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた子どもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景も把握し、当該の子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、全教職員が連携し、必要に応じて専門機関等の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもたちに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の子どもたちは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもたちに徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子ども一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもたちが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもたちへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーサポーター等とも連携する。

様々な学校行事は、子どもたちが、人間関係づくりを学ぶよい機会ととらえ、子どもたちが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係する子どもたちからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講

ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった子どもの意向を尊重するとともに、当該の子ども・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、デジタルシティズンシップ教育を進めるため、人権教育推進計画に位置付け、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識・態度・スキルを学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。その後、市教育委員会が調査を行う主体や調査組織を判断する。学校が主体となって調査を行う場合は、市・市教育委員会の指導・支援のもと、対応にあたる。市・市教育委員会が調査主体となる場合も、事前に学校が調査した上で、市・市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

【重大事態とは】

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・子どもが自殺を企画した場合 ・身体に重大な傷害が生じた疑いがある場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義をふまえ年間 30 日を目安とするが、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、調査に着手する

※子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害の子どもの様子を含め状況を把握し続け、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を把握する。

(2) 被害の子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害にあった子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害にあった子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害にあった子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害にあった子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害及び加害の子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5章 その他

3小1中の校区の特性から、保・幼・こ・小・中の連携を深め人間関係やいじめの問題について情報共有する

問題行動対応チャート 樽井小版

段階	対応人員	学習	友達	先生	学校のきまり その他	SNS 家庭で対応できない場合、学校で対応する。	対応	
レベル A	担任 (学年) (生活指導)	・授業をさぼる ・カンニングをする ・チャイム着席をしない	・からかい、冷やか ・無視 ・軽くぶつかられる、遊びでたたく (個人で)	・指導を素直に聞かない ・反抗的な言動をする。	・服装の乱れ ・必要のない持ち物をもつてくる。 ・持ち物がそろわない	・SNS、オンラインゲームで嫌な気持ちになる。	・その場で注意 ・場合によって家庭連絡 ・個別指導	
レベル B	担任・学年 (生活指導)	・軽微な授業妨害 ・チャイム着席が繰り返してきかない。	・仲間外れ ・陰口、悪口 (集団で)	挑発した態度をとる 授業妨害をする	・頭髪、服装の乱れ ・学校のを勝手に使う	・SNS、オンラインゲームで暴言、仲間外れが起きる。	・家庭連絡 ・場合によっては学年集会 ・学年による個別指導	
レベル C	担任・学年 生活指導 (管理職)	・教室からのエスケープ(校内外) ・故意に、授業を妨害する。	・暴力暴言、誹謗中傷 ・繰り返し暴力をふるう。 ・友達のを故意に盗む、隠す ・他学年、他校とのトラブル	指導に対して激しく反抗する。 脅すようことをしたり、言ったりする。 押す、突き飛ばす、ぶつか	・学校のを壊す。 ・登下校中に危険な所に行く。危険な行動をする。 ・ピアス、頭髪、服装の乱れが改善されない。 ・万引きなどの法律に違反するようなことをする。	・SNS 上、ネット上に悪口を書き込む。	・家庭連絡 ・場合によっては学年集会 ・複数の職員による個別指導 ・情報共有	
レベル D	担任・学年 生活指導 管理職	・レベル C よりも重いとされる事象や違法行為について対応する。 ・保護者の理解がなかなか得られない場合。						
レベル E	担任・学年 生活指導 管理職 教育委員会	・レベル D よりも極めて重いとされる事象や違法行為(極めて重い暴力、傷害行為、恐喝、凶器の所持、放火、わいせつ、強盗)等 ・学校から、教育委員会、警察、福祉期間等、外部機関に対応の主体が移る。 ・市町村問題解決チームの支援要請、府教育委員会緊急支援チームの派遣要請						

※同じ事案について、改善が見られず、複数回起こる場合については、レベルをあげて対応する。

※どのレベルの指導においても、子どもの抱えている状況に応じて、適宜指導法を検討する。

※積極的に学年や生活指導部、管理職と連携し、組織で対応する。

全てのレベルにおいて、必ず管理職・学年に報告する。
また、職員会議で情報を共有し、組織的な指導を心がける。